

見積書の押印に係る取扱いの変更について

従来、提出者の真正な意思表示であることを確認するため、見積書には、原則として、朱肉による押印（以下、単に「押印」という。）を要することとしていましたが、契約手続のデジタル化に向けた取組の一環として、従来の押印のある見積書も有効としつつ、押印を省略した見積書の使用も認めることとします（押印に代わる見積書の真正性の確認ができる場合に限りします。）。

記

1 見積書の押印の省略を認める要件

提出者の真正な意思表示であることを確認するため、見積書には、朱肉による押印を要することとしていますが、下記(1)及び(2)のいずれの要件も満たす場合には、押印を省略することができることとします。

※ 提出方法（FAX、電子メール、郵送、持参）は問いません。

(1) 担当者及び連絡先が記載されていること

担当者と代表者が同一である場合は、重ねて担当者の氏名を記載いただく必要はありません。

(2) 真正性の確認ができること

真正性の確認は、当該見積書の記載内容と、担当者からいただいた名刺又は事業者のホームページとの照合により行うことを基本としますが、必要に応じて、以下の事項について電話等により確認させていただく場合があります。

ア FAXの場合

FAXに印字された送信元FAX番号が、見積書提出事業者が使用しているものと同一であるか。

イ 電子メールの場合

送信元メールアドレスが、見積書提出事業者が使用しているものと同一であるか。

ウ 郵送又は持参の場合

見積書に記載された担当者又は見積書を持参した担当者が在籍しているか。

2 実施時期

変更後の取扱いは、令和4年4月1日以降に提出される見積書から適用します。

3 注意事項

従来の見積合せのルールを変更するものではありません。

※ 1件の予定価格が10万円以下の場合は、従来どおり、押印のない見積書で足りませんが、見積合せの結果、契約の相手方となる場合には、改めて押印のある見積書を提出いただくか、真正性の確認を経る必要があります。